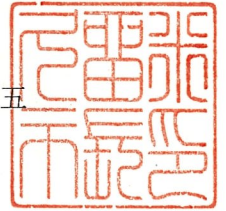


令和 7 年度有線放送設備撤去業務について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 4 月 17 日

久留米市長 原口 新五



1 入札に付する事項

- (1) 業務名 : 令和 7 年度有線放送設備撤去業務
- (2) 業務場所 : 久留米市田主丸町
- (3) 委託内容 : 別紙「令和 7 年度有線放送設備撤去業務 仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- (5) 予定価格 : 51,668,144 円
入札書比較価格 : 46,971,040 円
- (6) 最低制限価格 : 無
- (7) 支払条件 : 前払金及び部分払いは無
- (8) その他 : 入札者が 1 者であった場合においても入札は有効とする。

2 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、提出書類の提出期限時点において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税等を完納していること。
ア 久留米市内 県税及び市税並びに個人事業主にあつては国民健康保険料
イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- (8) 久留米市競争入札参加資格有資格者名簿（規則第 16 条第 3 項に規定する市の競争

入札参加資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に登載されている者であること。

3 契約条項を示す場所

10 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１） 提出書類

ア 入札書（第１号様式）

イ 委任状（第２号様式）

※本店以外の支店等が入札・契約を行う場合のみ委任状を提出すること。

ウ 入札参加資格確認申請書（第３号様式）

（２） 提出期限

令和７年４月３０日（水）１７時００分 必着

（３） 提出先（宛先）

10 事務局

（４） 郵送方法

ア 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

イ 内封筒には、提出書類のうち、入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

ウ 外封筒には、内封筒及び提出書類のうち、委任状及び入札参加資格確認申請書を入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

エ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

5 開札

（１） 日時：令和７年５月２日（金）１０時００分

（２） 場所：田主丸総合支所２０２会議室

（３） 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立会わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立会わせるものとする。

（４） 落札候補者及び落札者の決定方法

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札関係事務に関係のない市の職員にくじを引かせるものとする。

その後、落札候補者の資格を審査し落札者を決定する。審査の結果、落札候補者が資格を有しないことが判明した場合、次候補者の資格を審査し落札者を決定する。

以下、落札者の決定まで同様に繰り返す。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 入札辞退

入札を辞退する者は、開札執行前までに入札辞退届（第4号様式）を提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

規則第7条第1項第3号に基づき、免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

(1) 入札参加資格のない者が入札したとき

(2) 入札金額が予定価格を超えるとき

(3) 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

(4) 入札書に入札金額の記載がないとき又は入札金額が判読できないとき

(5) 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

(6) 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

(7) 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

(8) 法令又は入札に関する条件に違反したとき

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

ア 受付期間：公告日から令和7年4月22日（火）17時00分まで

イ 受付場所：10 事務局

ウ 質問の提出方法：

質問票（第5号様式）をFAX又はEメールで提出すること。

電話での質問は受け付けない。また、着信確認の電話連絡を行うこと。

エ 質問に対する回答：

令和7年4月23日（水）までにEメールで回答する。

また、必要に応じて市ホームページで公開する。

(2) 契約締結日

落札した者は、落札決定の日の翌日から6日以内に契約締結の手続きを行うこと。

9 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、令、規則及びその他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

10 問い合わせ先（事務局）

久留米市 田主丸総合支所 地域振興課 末安、久良木、青戸

住所：久留米市田主丸町田主丸459番地11

電話：0943-72-2111

FAX：0943-72-3819

Eメール：t-chiiki@city.kurume.lg.jp